

平成24年11月26日開会

平成24年11月徳島県議会定例会議案及び議案説明書

(その2)

目 次

第 28 号	職員の給与に関する条例の一部改正について	1頁
第 29 号	知事等の給与に関する条例の一部改正について	3
第 30 号	特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	5
第 31 号	職員の給与の特例に関する条例の一部改正について	7
第 32 号	徳島県学校職員給与条例の一部改正について	9
第 33 号	徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正について	11

第二十八号

職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第七項中「同項中」の下に「「良好な」とあるのは「特に良好な」と、」を加え、「、「二号俸」を「二号俸」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。

提案理由

平成二十四年十月十五日付けの人事委員会勧告に鑑み、五十五歳を超える一般職の職員の昇給の基準について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二十九号

知事等の給与に関する条例の一部改正について

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成二十四年四月分から平成二十五年三月分まで」を「平成二十五年四月分から平成二十六年三月分まで」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

提案理由

本県の財政の健全化について自ら取り組むため、平成二十五年四月から平成二十六年三月までの間の知事等の給料月額を減額する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十号

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十四年徳島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十四年四月分から平成二十五年三月分まで」を「平成二十五年四月分から平成二十六年三月分まで」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

提案理由

本県の財政の健全化に資するため、平成二十五年四月から平成二十六年三月までの間の特別職の職員の報酬の額を減額する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十一号

職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与の特例に関する条例（平成十九年徳島県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

提案理由

本県の財政の健全化に資するため、平成二十五年四月から平成二十六年三月までの間の職員の給料月額、管理職手当等を減額する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十二号

徳島県学校職員給与条例の一部改正について

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例

徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第七項中「同項中」の下に「良好な」とあるのは「特に良好な」と、を加え、「〔二号俸〕」を「〔二号俸〕」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。

提案理由

平成二十四年十月十五日付けの人事委員会勧告に鑑み、五十五歳を超える学校職員の昇給の基準について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十三号

徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正について

徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第七項中「同項中」の下に「良好な」とあるのは「特に良好な」と、を加え、「〔二号俸〕」を「〔二号俸〕」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。

提案理由

平成二十四年十月十五日付けの人事委員会勧告に鑑み、五十五歳を超える警察職員の昇給の基準について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

